

1972年度発見の平城宮木簡

平城宮跡発掘調査部

1972年度の平城宮跡発掘調査では総計248点の木簡が出土した。以下その概要を報告する。なおこれらの主なものは先に公刊した「平城宮跡発掘調査出土木簡概報(9)」(1973年5月刊)に収録している(口絵、25頁木簡釈文参照)。

推定第1次内裏・大極殿地区出土木簡 (第77次調査) 本発掘区では南面築地回廊S C5600にとりつく樓風建物S B7802(A₂期)の柱抜取穴から総計243点の木簡が出土した。木簡は、S B7802の11個の柱抜取穴から土器・瓦・木製品とともに出土している。遺物の出土状況はいずれの柱穴でも変りなく、これらの遺物は建物の廃絶時に一括して投棄されたものである。

まず注目されるのは、丸子姓の人名を列記したものである。

(表) 「天平勝寶□年□□□二日合
丸子 丸子 豊額丸子友注丸子友依」
(裏) 「九夫天大 丸子□□□子刀千
丸子廣宅丸子大田而 丸子豊宅宅
丸子 宅宅宅宅宅」
(せか)

この木簡は用途・性格が明らかでないが、天平勝寶の年号から、「続紀」天平勝寶5年6月丁丑、同年8月癸巳条の陸奥国牡鹿郡の丸子氏25人の牡鹿連賜姓と関係するものではないかと考えられる。牡鹿郡の丸子氏は、神龜から延暦にかけての征夷事業における功と一族の中央出仕者の功によって、牡鹿連→牡鹿宿禰→道嶋宿禰と氏姓をかえながら、終には陸奥国大國造となつた陸奥国の大豪族である。この木簡の年紀は、「続紀」の記事との関連から天平勝寶5年と考えられよう。年紀のある木簡は、ほかに「□□寶五年正月」の断片がある。

授刀所で用いる小竹に付けられた付札「授刀所小竹七十」がある。授刀所は授刀舎人寮に関係するものであろう。授刀寮は、天皇に近侍して警衛する授刀舎人を管する役所で、慶雲4年設置、勝寶8年廃止、宝字3年授刀衛として再置、天平神護元年近衛府と改称、大同2年左近衛府と改称という変遷をたどる。勝寶8年の授刀寮の廃止に際しては、授刀舎人は中衛府の所管とされるが、中衛舎人とは區別され授刀舎人の名で存続することにされた(續紀勝寶8・7・癸巳、宝字元・4・辛巳条)。伴出した年紀のある木簡からこの木簡が勝寶5年以降のものと考えられるならば、この授刀所とは、あるいは授刀寮廃止以後授刀衛の再置まで、中衛府の下にあって授刀舎人を管した下級官司ではないかと考えられる。

御輿人(駕輿丁)に関する文書断片がある。

「□御輿人□御輿□ 部□□部□石万呂
右四人□月□□日申時」

曲物の側板に転用されているため判読の困難な文字が多く文書の性格が明らかでないが、木簡の出土地が門S B7801に近いことから、あるいは石麻呂ら4人の御輿人の門の通行に關わる文書ではないかと考えられる。古代において輿は、一部の特例はあるが、上皇天皇皇后や伊勢斎宮・賀茂斎王などのみが使用しうるもので、「延喜式」の輿の用例(天皇皇后については「御輿」、伊勢斎宮・

賀茂斎王については「眞」と区別するなどからみると、本木簡の「御輿人」は上皇天皇皇后に関するものである。駕輿丁は輿をかつぐもので、「延喜式」では左右兵衛府に各50人、左右近衛府に各100人が配属されている。奈良時代においても駕輿丁は、左右兵衛府と左右近衛府の前身である授刀寮・授刀衛、中衛府におかれていったと推測されるが、その点で本造構において「御輿人」木簡が「授刀所」木簡と併出していることが注意される。

衛府関係の木簡として「衛門府」とある付札が2点と「□久米郡衛士養□□六百文」の衛士養物錢荷札がある。衛士の養物はその資養のために出身地から送られる物資で、この制度は、仕丁に関してとともに養老2年衛士・仕丁の出身戸の雜徭代物を送る制度に始まった（（金集解所引）養老2・4・28格）。正倉院文書には仕丁、衛士の火頭（廐丁）の国養物がみえ（（大日本古文書）15-27、170など）、また平城宮跡の調査でも養錢の付札2点が出土している（（平城宮跡木簡概報4-5、年報1967））。これらの例（（いざれも宝字年間の例）によればこの木簡の600文は衛士1人の養物錢に当る。この木簡では郡が貢進主体となっているが、このことは、9世紀に郡司が養物貢進の責任者となっていたこと（（三代格昌泰）元・6・16格）、養物として副丁の雜徭の代物を軽貨と交易し、または春米として送るという延喜式制との関連で注目されよう。

大殿の宿衛に関する（表）「大殿守四人 右□」（裏）「□殿四人 右五人」がある。大殿は「万葉集」に中宮西院の大殿・南細殿（（3922）通詞）、東常宮（東院）の南大殿（（4301）通詞）、「続紀」に藤原仲麻呂の田村宮の内の大炊皇太子の居處をさした例（（宝字元・7・庚戌、戊午条））などがある、ある特定の殿舎の名称とは考えられず、ある区域の中心殿舎（正殿）をさす語である。本地区のA期にこれを求めるにすれば、北方の塼積壇上のS B7200が大殿の名にふさわしい建物であろう。ほかに「殿守二升」とあるものがある。

このほかに官符などの断片と考えられる（表）「應修理正倉□」（裏）「右『肥後國山鹿郡妙法蓮華』」、「□□□所牒圖書寮」の削屑、人名のみを記した付札5点などが注目される。

これらの木簡は本地区のA期の性格を知る資料となりうるものだが、その意味では、上皇天皇皇后などに密接に関係する「御輿人」「授刀所」また「大殿守」木簡が注目される。またS B7802の廃絶時期は、年紀のある2点の木簡から一応勝宝5年以降におさえられるが、あるいは授刀所に関する上記の理解が可能ならば勝宝8年以降に下ることも考えられ、そうなれば本地区のB期の造営と宝字元年の大宮改修（（續紀宝字元・5・辛亥条））との関係が問題となってこよう。

法華寺阿弥陀淨土院跡出土木簡（第80次調査） 本発掘区では、中央部の大きな土壙SK847から1点、西辺の小土壙SK838から3点、また発掘区北方20mの地点で調査用電柱埋設の際に1点、計5点の木簡が出土した。注目すべきは電柱埋設の際に出土した坤宮官縫殿に関する文書木簡である。出土造構の性格は不明であるが、この地点は左京1坊の坊間大路の東側溝が通る地点と推定されている。

（表）「坤宮官縫殿出来參斗 右薪買」（裏）「遣如件 五月廿八日舍人池後小東人」

この木簡は坤宮官の存置時期から宝字2～5年のものと考えられる。坤宮官には光明皇太后の日常生活運営のため幾つかの下級官司がおかれていたが、縫殿もその1つと考えられ、その初出史料として貴重である。また中央官司が米で以て交易をするのは珍しい例である。

（今泉隆雄）